

# 一般社団法人日本計画行政学会 中部支部規程

2018年8月7日改訂

## 【支部の名称】

第1条 この支部は、一般社団法人日本計画行政学会中部支部（以下、「本支部」という。）という。

## 【事務局の所在地】

第2条 本支部は、事務局を次に置く。  
住所 名古屋市中区栄4-14-2 公益財団法人中部圏社会経済研究所

## 【支部の地域と構成】

第3条 本支部の地域は次の通りとし、原則としてこの地域に勤務または在住する一般社団法人日本計画行政学会（以下、「学会」という。）の会員をもって構成する。  
愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野県・富山県・石川県・福井県

## 【目的と事業】

第4条 本支部は、学会定款第3条及び第4条に定める目的ならびに事業の規定に準拠して、必要な事業を行うことを目的とする。

## 【支部役員】

第5条 本支部は、次の役員を置く。

(1) 支部長	1名
(2) 副支部長	1名以上3名以内
(3) 幹事長	1名
(4) 幹事	5名以上20名以内
(5) 支部監事	1名以上2名以内

## 【支部役員を選任】

第6条 支部役員は、支部総会（以下、総会という）で学会定款第5条に規定する正会員（以下、「正会員」という。）の中から選任する。ただし、支部監事は正会員以外からも選任できる。  
2. 支部長または副支部長が幹事長を兼務することはさまたげない。  
3. 支部役員は、第3条の規定による支部会員の資格に変更があるときは直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければならない。ただし、法人会員の代表として選出された支部役員が人事異動等の理由により変更があるときは、支部長に報告し、後任者が任にあたる。

## 【支部役員の職務】

第7条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、本支部の総会の議長を務める。  
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。  
3. 幹事長は、幹事会の議長を務める。幹事長に事故あるときは、支部長がその職務を代行する。  
4. 幹事は、幹事長のもと幹事会を組織して本支部の会務を議決し、処理する。  
5. 支部監事は、総会に先立ち本支部の収支決算を会計監査し、支部長に監査報告書を提出する。

## 【支部役員の任期】

第8条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。  
2. 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 【支部役員補選】

第9条 支部役員が欠けたときは、第6条の規定に準じて当該役員を選任する。

## 【総会】

第10条 本支部の通常総会は毎年1回支部長が招集して開催する。  
2. 本支部の臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、または本支部所属会員のうち正会員5分の1以上から請求があったとき、支部長が招集して開催する。

## 【総会の議決事項】

第11条 本支部の総会は、次の事項を議決する。  
(1) 支部役員を選任、解任  
(2) 支部規程の改訂  
(3) その他、幹事会で必要と認めた事項

### 【総会の議決】

- 第12条 本支部の総会は、支部所属の正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、出席できない正会員が、第3項の手続に従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。
2. 本支部の総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
  3. 出席できない正会員は、議長又は他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。
- この場合においては、当該正会員はあらかじめ代理権を証明する書面として、委任状を本支部に提出しなければならない。

### 【幹事会】

- 第13条 本支部の幹事会は、原則として年2回以上、幹事長が招集して開催する。
2. 支部長および副支部長は、幹事会に出席して議事および議決に参加することができる。

### 【幹事会の議決事項】

- 第14条 本支部の幹事会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関する項目
  - (3) 総会に提出する議案
  - (4) 顧問の選任
  - (5) その他本支部の会務運営に関する事項
2. 前項の第1号および第2号については、幹事会の決議を経て、総会へ報告するものとする。

### 【幹事会の議決】

- 第15条 本支部の幹事会は、幹事会構成員の現在数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知されたすべての事項について、書面又は電磁的記録をもって、その議決権を行使することにより出席したものとみなす。
2. 本支部の幹事会の議事は、出席役員および書面又は電磁的記録により議決権を行使した者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

### 【委員会の設置】

- 第16条 本支部は、会務の運営ならびに第4条の目的達成のために委員会を設置することができる。
2. 委員会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。
  3. 委員会の廃止、及び委員の解職は前項の規定に準じて行う。

### 【顧問】

- 第17条 本支部には顧問を置くことができる。
2. 顧問は、支部長が推薦したものの中から候補者を選定し幹事会で決定する。
  3. 顧問の定員は5名以内とし、任期2年とする。ただし再任を妨げない。

### 【研究会の設置】

- 第18条 本支部は、第4条の目的達成のために必要あるときは、研究会を設置することができる。
2. 研究会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。
  3. 研究会の廃止、および委員の解職は前項の規定に準じて行う。

### 【支部の経理】

- 第19条 本支部の経理は、学会経理規程に基づいて行う。

### 【補則】

- 第20条 この規程施行についての細則は、幹事会の議決を経て別に定める。

### 【附則】(2014年7月29日)

(施行期日)

1. この規程は、2014年7月29日から施行する。

### 【附則】(2018年8月7日)

(施行期日)

1. この規程は、2018年8月7日から施行する。